

会議録名	令和7年度第2回佐久市男女共同参画審議会
日 時	令和7年7月22日（火） 午後1時30分から
場 所	市役所 保健センター2階
出席者	【委員】 小林尚美、小林房子、室賀俊徳、栗津知佳子、小林敬典、渡辺政志、春日利夫 高 裕次、阿部裕子、奥村繁子、簾田雅恵、山口のり子 （欠席3名） 【事務局】 市民健康部長 武者新一、人権同和課長 小林智恵、人権教育男女共生係長 柳澤早織 人権教育男女共生係 石黒 健、地域福祉係長 岩間 弘、地域福祉係 斎藤静奈
提出資料	・会議次第 ・資料1 第1回男女共同参画審議会会議録（案）2025年6月24日 ・資料2 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」調査票(案)【見え消し版】 1 開会 進行：人権同和課長 2 会長あいさつ 3 市民健康部長あいさつ 4 会議事項 議長：小林会長 ・資料1 第1回男女共同参画審議会会議録（案）2025年6月24日：承認 （1）「第5次佐久市男女共同参画プラン」策定に向けた市民意識調査について （2）その他 （議事録別紙） 5 閉会

令和7年度第2回男女共同参画審議会議事録 2025年7月22日（別紙）

【会議の開会】

- ・開会の挨拶と会議の成立の報告 3名の委員の欠席ではあったが、12名出席で定数を
超えているため、佐久市男女共同参画推進条例第23条第2項の規定により、本日の
会議が成立。
- ・会長の挨拶 会長は、前回の審議会での市民アンケート調査の内容（設問項目）で多く
の意見が寄せられたことに感謝しながら、今回の訂正内容にも率直な意見をいただき
たいとあいさつ。
- ・市民健康部長の挨拶 市民部長からは、日頃からの佐久市の男女共同参画推進への理解
と協力に感謝を述べるとともに、第2回の審議会では、第1回審議会で得られた市民
意識調査の内容に関する意見を基に、事務局案を提示し、調査票の内容を決定したい

と考えており、委員へは、広範な知見から意見をいただきながら、男女共同参画社会づくり推進への理解と協力をお願いしたいとあいさつ。

- ・ **議事の進行** 佐久市男女共同参画推進条例第 23 条第 1 項の規定に基づき、会長が議長を務める。

佐久市男女共同参画に関する市民意識調査票について

前回の調査票への質問項目の検討について、事務局から変更後の質問内容を、朱書きの見え消しで提示し、それに合わせて、下記のとおり説明をした。

事務局：職業に関する表記（F-3、F-4）

- ③「雇用者（常勤・フルタイム）」は「正規雇用者（正社員）」に修正。
- ④「雇用者」は「非正規雇用者（契約社員・派遣社員・パート・アルバイト）」に修正。
- ⑤「雇用者（パート・アルバイト）」の選択肢は、「非正規雇用者」の項目に含まれる形になったので削除。
- ・ 「専業主婦」の表記変更（F-3、F-4）
 - ⑥「専業主婦」は⑤「家事専業」に修正。
- ・ 委員：上記について承認を得る。

【 用語や制度について 】

- ・ 事務局：F DV（配偶者（パートナー）からの暴力）の表現修正（ページ 2－3）

「配偶者（パートナー）への暴力」に修正。
- ・ DV の定義説明も、「配偶者や恋人など親密な関係にある相手に対し、身体的または精神的な暴力を振るい、相手を支配（コントロール）しようとする行為です。これは重大な人権侵害であり、犯罪です」という記述に修正
- ・ 委員：変えていただき本当にありがとうございます。日本語として、初めてすっきりした文章を見ました。これから変えるところは増えていくかと思いますが、本当によく修正していただきました。
- ・ 委員：せっかくの機会なので自分の勉強を含めて確認させていただければと思いますが、前回の会議では、こちらのページ 2 の F の DV を「パートナーからの暴力」か

ら「パートナーへの暴力」にしたところの、「から」と「へ」の違いが何だったのか、もう一度教えてください。

- ・ 委員：2001年にできたDV防止法が法律の名前が「配偶者からの暴力の防止」となっており、「配偶者からの暴力」と言ったら、誰に向けたメッセージとなります？誰に焦点をあてていると思いますか？
- ・ 委員：被害者からの視点でものを見るのか、加害者からの視点でものを見るのか、確認させていただきました。
- ・ 委員：そうですね。加害者から見たら明らかに配偶者からの暴力、加害者からの暴力です。でも、それを言い続けることは、被害者に向かって、DVっていうのは被害を受けた、あなたの問題なんです。あなたが問題解決しなければいけないんですよ、というメッセージになってしまうんです。被害者の多くは、これが、すごく嫌な言葉だと言っています。むしろ、加害者にフォーカスした言葉を使うべきです。2000年の頃からずっとそうです。残念ながら法律がそうですし、内閣府もこういう言葉ばかり使うので、全国の地方行政ほとんど、この「からの」を使うんです。でも、私たちは加害者に向かって「それってDVですよ」「相手への人権侵害ですから、やめましょう」とか「社会は許しませんよ」というメッセージが欠けてるんです。それで言葉から変えてくださいとお願いしています。
- ・ 委員：3ページ（*2）のジェンダーですが、社会的文化的に形成された性別、今はもう性別って言わないんですよ。「性差」です。内閣府も県も今、性差になっています。性別は男女はっきり分けられるものでないですね。スペクトラムです。ひたすら男性に近いのか、ひたすら女性に近いのか。人間はそういう性別の、スペクトラムがある。それで決まることが関係学会でも定説になってきてますので、直していただけたらと思います。
- ・ 事務局：2、3ページ（*2）ジェンダー（社会的、文化的に形成された性別）は（社会的、文化的に形成された性差）
3ページのジェンダーの説明に関連し、「男性女性の別」や「社会的性別」といった表現も「男性、女性の差」や「社会的性差」に変更します。

- ・事務局：２、３ページの日本語表記の関係ですが、アンコンシャス・バイアスつきまして「（無意識の偏見）」を追記しました。

- ・委員：承認

【 世の中の男女平等感について 】

- ・ 問２「男女は平等になっていると思いますか？」の選択肢
- ・ 委員：「どちらかといえば女性の方が優遇されている」という選択肢を残すのか
- ・ 事務局：これまでの調査との継続性を優先し、現状維持としたい。
- ・ 委員：承認

- ・ 問３－２ 「夫・妻」の表記変更

- ・ 事務局：③⑥「夫も妻も」は「夫婦」に修正。

⑤「妻」は「夫婦」に修正。

- ・ 委員：承認

【 地域社会における活動について 】

- ・ 問５－１ 市民活動とボランティア活動の統合について
- ・ 委員：市民活動とボランティア活動は、基本的に線引きが難しい。佐久市でも市民活動の定義、どのように定義しているかと言うと、「市民の自主的な参加に基づき、あらゆる分野における社会的課題に対し営利を目的としないで取り組む自主的活動」と定義している。基本的には一本にまとめた方が望ましいと思います。
- ・ 事務局：市民活動がボランティアによって支えられているということもありますので、一本にして、問５－１④は「市民活動・ボランティア活動」として一つの項目にまとめ、これに伴い⑧「ボランティア活動」を削除し、「その他活動」を⑧とする。

- ・ 問６ 地域での女性参画を推進する上での質問

- ・事務局：前回の審議会において、委員より、地域での女性参画を推進する上で必要な取り組みについての質問の追加を提案していただいたが、事務局としては、既存「その他」欄に具体的に記述してもらうことで、現状維持とした。

・委員：承認。

【 政策・方針決定について 】

- ・委員：問7ですが、人によっては、審議会の女性委員の40%ぐらいはいいけど、管理職がまだ13%ぐらいじゃ少ない。だから、審議会がいいけど管理職の方はダメだと思う人もいる。そうすると、このどこに「○」をしたらいいのか迷うと思うんです。これ1個ずつ女性議員と審議会と管理職と別の回答にしたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか？ アンケートを答える人の意見を聞く問題なので、答えやすいように分けたらどうか。
- ・委員：今のご意見で、1つずつ分けた方が回答しやすいのではないかと思います。そのほうが回答する方が迷わなく、この1から5の中で「○」ができると思うのですが、これが一緒になって問いかけられると、迷うのかなと感じました。
- ・委員：この問は、現在の佐久市議会、政策方針決定についてですよね。分けて繁雑になることはないでしょうか？ 挙げるとしたら審議会か管理職、3つぐらいなら、聞いてもいいと思うんです。3つに分ける必要は、ないかなとは私は思います。
- ・委員：議論の余地はたくさんあると思うんですけど、この調査の中でセクションの間の設定が、政策 方針決定の場に、どちらかという問8につながってくると思う。政策方針決定の場に女性が占める割合、それが増えていくというところを念頭に置いた時に、この3つだけでいいのかということも多分あるんだろうと思います。その政策方針決定の場をどこまで捉えるかですが、例えば区長における女性の割合も入れてもいいのでは、これが区役までになってしまうと、数字を拾ってくるのが大変という気がする。その辺りはきっと議論の余地はあると思いつつ、事務局で区切っていただいていいと思います。それぞれ女性議員、審議会女性委員の割合と管理職に占める女性の割合と、それぞれ個別に聞くという方で私は賛成です。

- ・ 委員：私はここに挙がっている３つを分けると、いいと思います。市民の意識調査ですので、この設問を見た時に女性議員に対するイメージ、あと審議会に関するイメージが 市民の中にポンポンポンと浮かぶと思います。その中で、女性の意見がどのように反映されているのか、自分のイメージとして反映されると思いますので、３つでそれぞれ分けると意識調査として面白いと思います。
- ・ 委員：両方の意見をいただいておりますが、例えば、この３つの女性議員の割合、審議会の割合・管理職の割合って３つしか書いてないからですが、例えば区長の割合、PTAの役員の割合、その他諸々書いてあって何%だけを羅列し、長野県や全国は書かなくても、パーセンテージだけ書いてあれば全体としてどう見るかということができるかもしれないです。３つしか書いてないから、ここにフォーカスしてしまうのかなと思うんですが、どうでしょう？アンケートを受ける側の視点と、出す側からの視点で、どんな意見を収集したいのかを想像しながら、どういう設問がいいのか、皆様の知恵をいただきたいなと思います。
- ・ 事務局：いろいろなご意見をいただけてます。事務局として、一番は市民の方たちに答えやすい形でこの設問を出していきたい。
来年度は、この市民意識調査をもとにプランを作るにあたって、分析・考察についても、専門知識も入れながら、より多くの情報を取り入れて、佐久市のプランに反映させていきたいと思っています。来年度も、審議会は５回開催する予定でありますので、またご意見をいただきたいと思いますので、それを踏まえて、議会など、政治的分野になると女性の割合が、低くなってしまうところなので、政策方針決定については３つ挙げさせていただいたところで、前回と同じような形で、質問させていただいている。状況も少しずつは変わってきているが、どちらの方が答えやすいのか、もう少しご意見いただき、決めさせていただければと思っています。
- ・ 委員：全体として、この問７は、政策方針の決定の場に女性が関わっているのかっていうのが論点になっているので、それが分かるように問７の最初の方で、政策方針決定の場における女性の割合は多いと思いますか？例えば女性議員の割合は何%、

市の審議会の女性委員が何%というように書いていただくと分かりやすいかなと思います。

- ・事務局：色々ご意見いただいてありがとうございました。そうしましたら、今3つしか挙げてありませんけれども、この質問自体を少し変えさせていただいて、この1から5ということで、回答をしていただくように考えております。参考の、この表ですけれども、こちらにつきまして、事務局で、もう1度検討させていただき、できるだけ多くの情報を出した方がいいのかも、こちらで決めさせていただければと思います。よろしいでしょうか？
- ・委員：最終的なところを事務局判断でというところは異論ありません。その上で、項目の整理だとか大々的なことになるが、もしかしたら来年度以降の検討になるかもしれないですが、その指標としてあるといいと思うのは、区長の中の女性の割合と、事業所における女性役員の割合、企業における社長の割合など、その経済面でジェンダーギャップという1つの指標としてはウォッチしていきたいなと思います。今年度なのか来年度なのか、どこかの段階で、その数値も見える化できると思います。

・ 問7 政策方針決定の場における女性の割合に関する質問について

当初、女性議員、審議会委員、管理職の割合をまとめて問う形式だったが、回答者が各項目への評価を別々にできるように、これらを個別に問うべきかという提案があり。最終的に、質問文自体は単一の形式で回答を求めるようにして、参考情報として、多めに現在の状況を示す形で事務局が再検討する。具体的には、区長や企業における女性役員の割合など、経済面でのジェンダーギャップに関する指標も視野に入れるべきとの意見が出ました。

【 ワークライフバランスについて 】

- ・ 問12 休暇取得と所得補償制度に関する質問
- ・事務局：「所得保障制度」という用語は、県の調査にも項目にないため、現状維持で、修正なしでいきたい。
- ・委員：承認。

【 ハラスメント・様々な暴力への対策について 】

- ・事務局：9 ページ「男女間の暴力への対策」は「ハラスメント・様々な暴力への対策」に修正していきたい。これは、ハラスメントが男女間に限らないという理由からです。
- ・委員：承認
- ・委員：9 ページのモラルハラスメントのところ、i パワーハラスメント、ii セクシュアルハラスメント、iii マタニティハラスメントとありますが、その説明について、「セクシュアルハラスメント」が相手方の意に反する性的な言動のことはありますが、「パワハラ」の説明に比べ、「セクシュアルハラスメント」は随分簡単だと思います。例えば性的な言動とはって3種類ぐらいよく見かけますよね。性的な関心や欲求に基づいてのものとか、性別により役割分担すべきとする意識に基づく言動とか、それから性的嗜好や性自認に関する偏見に基づくものとかってそういう3種類のものに分けて説明される場合が多いですが、説明を加えたらどうでしょうか。
- ・事務局：9 ページ、セクシュアルハラスメントの説明について、確認し、3 種類の説明を加えさせていただきます。
- ・ 問 1 4 暴力に関する質問
- ・事務局：質問文中の「あなたは身近なところで」というフレーズを削除。
～「身体的、精神的、性的暴力」に加えて「経済的な暴力」を追加。
～「あなたの身近な人で」を追加します。
- ・委員：問の14についての削除、追加 承認。

【 困難な問題を抱える女性への支援について 】

- ・問 17 の設問に対し（困難な問題を抱える女性への支援について）：市民が具体的な困難を理解しやすいように、「困難な問題を抱える女性への支援について」の説明文に具体的な内容（性被害、家庭問題、お金の問題、その他の問題など）を追加することを検討する。

- ・ 委員：ここが 17 の問に結びつくと思うんですが、一般的な市民が、これを見た時に「困難な問題を抱える女性」が具体的にどんな困難を指すのかが、分かりにくいと思うんですね。できれば一般の何も知らない人が見ても、分かるような例示を示していただいた方が、問 17 に答えやすいと思います。
- ・ 事務局（福祉課）：問 17 の設問に関しては、福祉課の方で検討させていただいた中で、困難な女性と一口に言っても、かなり多岐にわたったものがあります。設問の中にも具体的に盛り込もうかと考えましたが、これらを並べていくと、とても選べるような数でなく、この中から 1 つ 2 つ選べるようなものではないと思っています。
 こちらでは、問 17 のところには、具体的に記入をいただくような形で、その困難な問題をどのように捉えているのかというところを記載式で、入れていただくのも 1 つの方法と考えております。ただ記載をするとなると、アンケートされる方が記載したくない、というようなことは心配してるところです。また、記載が面倒なことなどから、「いいえ」や「分からない」を選択してしまうことも考えられますが、ご意見いただければ有難いです。
 設問の文章に関して、「具体的な内容を入れる」ことに関しては、対応させていただこうと思います。この 17 の説明に関して、お考えを、頂戴できればありがたいと思っております。
- ・ 委員：資料を見てその質問に答える、というのがハードル高いかなと思っていて、できれば完全に書ききれないと思うんですが、メインの、これという記述や、ワードがあると、「あ、そういう人知ってる」と思えるなと思いました。
- ・ 委員：この 17 の設問をしようと思った理由は、支援をしたいんですよね？その支援をするには、どうしたらいいのかという、その支援の方法を探りたいから、何に困っているかを知りたいということですよ。
- ・ 事務局（福祉課）：最終的には個別の支援につなげるという法律になってはいます。このアンケートの中で、具体的な問題についてここからアプローチするのは難しいと思っております。まずは「困難な問題を抱える女性」の環境が、意識調査に協

力いただく 1000 人の市民に、どのような形で、どれくらい把握されているか、その割合を把握したい意味合いで作らせていただこうと思います。

- ・ 委員：そうすると、自分は困難だと思ってる女性の方が、例えば、その困難な状況を羅列して、あえて言うと、「この中のどこに当てはまると思いますか」という設問も出てくるとは思います。

行政としては、ここの中に入ってくることで、支援や道筋が作れるだろうし、行政ではなく、他のところでの対応ということも見えてくるだろうと思います。

「どのように考えてるかを探りたいので、あなたは、この中のどの項目に当たるとお考えですか？」と、というような流れは、いかがでしょうか？

- ・ 事務局（福祉課）：絞る中である程度まとめた形で、いきたいと思います。 その辺調整させていただければと思います。
- ・ 委員：専門家ではないので浅い知識ですが、栃木県が出してる啓発資料が分かりやすいと思っていまして、啓発資料の中では、性被害の問題、家庭の問題、お金の問題、その他の問題の 4 つのカテゴリーに分かれてます。一つの分け方としては参考になるかなと思います。この中の「性被害の問題」で例えば栃木県啓発資料や、ネット上の性被害も含めて、性被害とはこういうものという例示が見れるなど、家庭の問題であればDVとか、経済的なことも含めて、お金の問題では就労の問題だったり、生活が苦しくて売春せざるを得ない状況におかれているとか、ホストの売掛問題など。参考にしながらご検討いただけるとありがたいと思いました。
- ・ 事務局（福祉課）ありがとうございます。具体的な内容についても触れるような形で作成してみたいと思います。
- ・ 委員：可能であれば、佐久市の福祉課のホームページの方に困難な女性とは、困難な問題、女性の抱える困難な問題とは、分からないんですけども、ページを作って、それに直面した時の相談窓口はこちらですよというのを 1 枚作っておいて、この QR コードを貼るっていうのも一つの解決策として是非ご検討いただけると嬉しいなと思います。

・ 問 18（困難な問題を抱える背景や原因）：問 21 の 1 の選択項目を参考に内容を大幅に変えさせていただいた。当初削除されていた「情報不足」と「支援機関の不

足」の項目を復活させる提案がありました。事務局はこれを検討するとしていま
す。また、「女性が経済的に自立しにくい社会構造」という選択肢が追加されまし
た。

- ・ 委員：だいぶ増やしていただき分かりやすくなったと思いますが、困難な問題を抱える背景でいいんです。「性別による固定的な役割分担意識が根強く残っている」のは、いいと思いますが、職場や地域で女性が活躍できる機会や場がないということは、困難と結びつけていいのか。もっと切羽詰まったものを持ってきた方がいいような気がするのですが、どうでしょうか。
家庭の責任が女性に偏っているのはありますね。政策決定の場に女性の意見が反映されにくいもありますよね。男女間の経済格差が大きいのもありますね。ハラスメントや暴力など当然ありますよね。経済的に自立しにくい社会構造。あとはいいと思います。ちょっと2番目が気になりました。
- ・ 委員：これ問17と連動してますよね。だから問17を検討されてそれを問18にも持ってきてというのはどうでしょう。「どんな困難なのか」ということをちょっと考えて、精査して並べるのはどうでしょうか。
- ・ 事務局（福祉課）：問17の説明を整理する中で、2番のところが繋がるような、ちょっと具体的に示せるようであれば残して、そうでなければ削除させていただくというような方向で整理させていただきます。
- ・ 委員：充実したものにしようと思ったら、いっぱいあると思うんです。DVで、逃げ出していくところがないとか、住まいがないとか、仕事がないとか、性暴力はないですね。ハラスメントや暴力ってあるけれど、女性に対する性暴力被害に遭って、そこから回復できないなど。本当に様々なんです。だから、検討して選んでいただくのはどうでしょうか。
- ・ 委員：改めて今、削除されてる選択肢を見ましたが、元々あった情報不足と支援機関の不足は是非残していただけたらと思っています。問題が深くなる前に、こういうことは社会的にダメだという認識の啓発が行き渡っているとか、そのために情報がちゃんと行き渡っている、ということもやはり大切になりますし、その疑いがあるところで、支援機関に相談できるということが、問題の進行化を防止する

ことにつながるといいますので、今挙げている選択肢に加えて、情報と支援機関の不足ってところは、また復活していただきたいと思いました。

- ・事務局（福祉課）：分かりやすいような掲示できるように検討させていただきたいと思います。

- ・ 問 19 相談窓口に関する質問

- ・事務局；「長野県女性支援センター」が正式名称である「長野県女性相談支援センター」に修正
- ・委員：②は「県の相談窓口」に修正 承認。
- ・委員：この相談の窓口ですけれども、詐欺についての消費者支援センターはこの民間支援団体にはありますか。
- ・事務局（福祉課）：検討させていただければと思います。消費者センター、犯罪被害の関係について、女性の抱える困難に対する選択肢として提示するのが、この選択肢の中に具体的に表記するのが、気になってるところで、想定とすれば、その他、のところで考えています。
- ・委員：②の長野県女性相談支援センターだけが固有名詞になってるので違和感があるのかと思っています。市役所、市の相談窓口、県の相談窓口（女性支援相談センター）にさせていただくと全部、カテゴリー別に並んでいるので違和感がないのではと思いました。あと、この困難な問題を抱えてる女性の相談窓口についての啓発も込めるのであれば、そのあたりの一覧、例えば民間支援団体に関しても、犯罪被害者 相談支援センターだったりあるので、一覧が市のホームページの中にあるとQRコードで確認できると、ありがたいと思います。
- ・事務局（福祉課）：情報提供についても市のホームページで掲示できるかどうか含めてですけれども、選択肢は選びやすいように、進めたいと思います。

- ・ 問 20 トラウマインフォームドケアの追加

- ・事務局：選択肢に「トラウマインフォームドケア」を追加した。その説明文も「トラウマとはその人の生命や存在に…」という形式で追記しました。

- ・事務局（福祉課）：今説明した内容に違和感があるので、わかりやすい形に整理して示したいと思いますので、修正が入ることを承知ください。

- ・委員：承知

- ・問 21-1 社会構造に関する選択肢の追加

- ・事務局：⑦「女性が経済的に自立しにくい社会構造」という選択肢を追加。

- ・委員：承認

- ・問 2 2 男女共同参画推進のための取り組みに関する質問

- ・委員：もう一度見直してみると、色々足りないところがある気がして、例えば企業への働きかけも足りないし、労働時間を短縮することを進めるとか、それから、⑤の「男女ともに働き方の見直しが進むよう啓発を強化する」とか、スローガンとか、かたちになってるような気がしています。もう少し踏み込んで選んでもらう選択肢があるかなと思うんですが。例えば女性の、子育てや介護などで一旦仕事をやめた人の再就職を支援するとか、女性の進出が遅れてる分野への女性の進出を支援するとか、あるいは、もうこれまでとは違う全く新しい「男女共同参画の施策を」やってくれとか、少し足して欲しいと思うのですがいかがでしょうか

佐久市も条例を作ったの 20 年近く前です。でもジェンダー平等は、なかなか進んでない状態なので、市民はどんなことを期待してるのか声を拾うためにも、支援するとか強化するとか、まだ物足りないなど。選択肢が足りないという印象ですね。いかがでしょうか。

それから追加で⑥の「仕事と子育てや介護を両立するための支援策を充実する」。ここには間違いなく「男女共に」という言葉を入れてもらいたいと思います。女性が両立することを本当に求められてきたんです。そういう施策が沢山なされてきたのですが、助かった女性もいるでしょうけども、性別役割を固定しているんです。ですから、女性は社会に出て仕事、外で働く仕事を頑張る。で、男性は家にもっと、早く帰って家事育児を、それに参加するっていうことを、入れて欲しいなと思います。

- ・会長：それでは、⑥は「男女共に」を入れていただいて、あと全体的に、もっと具体的にとかは、今、多分できないと思うので、具体的な、⑨その他で、ご意見がある方

はそちらに書いていただくような感じでいかがでしょうか。ただ、事務局側としては、こういう意見があったことは、記録は残していただいて、次につなげていただく形にしてはどうでしょうか？

・事務局：ありがとうございます。事務局側としても、会長がおっしゃる通り、⑨に、具体的に記述させていただくような形で問 22 の質問はそういった形でいきたいと思っています。お願いします。

・委員：これ経年ずっと続いてる質問なんですか？

・事務局：そうです。

・委員：そうですか。はい。そうすると前の、アンケートの調査報告を見ると市民がいろんな願いを書いてくれるんです。それは反映されているのでしょうか。あらためて見ましたが、いろんな意見を書いているんです。少しでも反映されていく、進化してくようであってほしいと思うんですが、いかがでしょうか？

・事務局：そうですね。その通りだと思います。できるだけ反映させるようにしていきたいと思っております。

・会長：それでは、1 について、いろいろなご意見をいただきました。「検討させていただきます」という部分もありましたが、皆さん、たくさん、ご意見を言っていた、事務局の方に伝えさせていただきましたので、これは事務局に一任させて、いただくということでもよろしいでしょうか？

「このようになりました」と提示する時間もないですし、たくさんご意見をいただいたので、それを受け取っていただいていると思いますので、一任という形で、「それを前提」としまして、承認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

・委員：承認

(資料 2 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」調査票(案)【見え消し版】について承認される)

・会長：はい、ありがとうございます。

・事務局：皆さん色々ご意見いただきありがとうございました。会長から事務局に一任させていただく、ということ、受けましたので、このアンケート内容が決まった中に、こういう理由でこういう形に決めました、ということ、きちんとお伝えする

形で、情報提供をさせていただき、進めていきたいと思いますのでご承知いただければと思います。よろしくお願いいたします。